

【放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件】

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月一日 文部科学大臣 高木 義明

別表第一中

| | | | | | |
|---|----|------------------|-----|-----|---|
| 「 | 35 | ⁸² Br | 0.4 | 0.4 | 」 |
|---|----|------------------|-----|-----|---|

の下に

| | | | | | |
|---|----|------------------|---|---|---|
| 「 | 36 | ⁷⁹ Kr | 4 | 2 | 」 |
|---|----|------------------|---|---|---|

を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。